【市営浄化槽新規設置申請に係る確認事項及び同意事項】

Ver.2026.12

申請者氏名：

□①市営浄化槽の設置及び使用にかかる費用（受益者分担金、市営浄化槽使用料、オプション工事等）と、個人型浄化槽の設置及び維持管理費用の比較検討を行いましたか。
※市営浄化槽は市の所有物につき、設置後に個人所有へ変更することは出来ません。

□②設置や入札等の手続きにより、設置まで数か月かかります。
（5～10人槽：概ね**4か月**程度、11～50人槽：概ね**6か月**程度）

□③合併浄化槽設置工事の際には、水道水を使用します。

□④浄化槽は、建物の基礎から2m以上離れた位置に設置してください。
※2m以上の基礎杭や深基礎等がある場合は除きます。

□⑤原則として、屋内排水の排水口から浄化槽の流入口までの間に設置する桝は、インバート桝を設置してください。※飲食店等の油脂類を多く含む排水を処理する場合は、この限りではない。

□⑥標準工事以外の工事は、申請者負担となります。
※標準工事以外の例：**駐車場仕様、擁壁、放流ポンプ、工事に支障が出る物の撤去、家屋保護等の養生**

□⑦ブロワ用電源は、浄化槽から5m以内の位置に電源を確保してください。
※5mを超える場合は、別途工事費がかかる場合はあります。

□⑧ブロワ設置台は、外構工事完成時の地盤面より10cm以上高くなるよう設計・施工を行ってください。

□⑨ブロワを据え付ける基礎は、振動が建築物に伝わらないよう、建築物の基礎から離して設置してください。

□⑩放流管の管底を、放流先の底から10cm以上確保できるよう設計・施工を行ってください。

□⑪流入管及び放流管が露出しないよう、原則として20cm以上の土被りを確保して設計・施工してください。

※やむを得ず露出配管とする場合は、事前に市と協議してください。また、外部からの衝撃や耐候性等に配慮し、材質やカバー等による防護措置を講じてください。

□⑫浄化槽の放流管と雨水管は、原則として別々の系統で敷地外まで配管するよう設計・施工してください。

※やむを得ず雨水管と汚水管が合流する場合は、事前に市と協議してください。また、逆流防止弁を設置するなどして、浄化槽に雨水が入らないようにしてください。

□⑬配管は、可能な限り最短距離で屋外へ出してください。

□⑭起点、屈曲点、合流点、浄化槽の直前及び直後には桝を設置してください。
※屈曲点については、45度以下の屈曲点を対象とし、45度以上の屈曲点が連続して2点以上続く場合は、奇数個目の屈曲点に設置してください。
※合流点と浄化槽との距離が1m以内の場合は、合流桝を浄化槽の直前桝とみなすことができます。また、浄化槽がポンプアップ式の場合は、直後桝は不要です。

□⑮12月～3月に申請された方は、**4月30日まで**に排水設備新設等計画（変更）確認申請書の提出をしてください。
4月以降に申請された方は、浄化槽設置申請の受付日から**1か月以内**に排水設備新設等計画（変更）確認申請書を提出してください。
※排水設備新設等計画（変更）確認申請の提出が遅れると、保健所との協議ができず、希望する設置時期に沿えない可能性があります。

□⑯排水設備工事は、市の指定工事店が行ってください。
※工事着手前に、排水設備新設等計画（変更）確認申請書の提出が必要です。

□⑰申請内容(平面図、配管平面図、延床面積、設置時期等)に変更があった場合は、必ず下水道課へ連絡してください。
下水道課への報告がない場合、変更内容によっては図面や設置時期の変更ができず、**市営浄化槽の設置ができなくなることがあります。**

□⑱申請書の受理後、延床面積の変更等により**浄化槽の人槽が変更になった場合は、市営浄化槽の設置ができなくなることがあります。**

□⑲**浄化槽の設置及び排水設備工事が完了したら、市営浄化槽使用開始届を提出し、浄化槽の使用を開始**してください。また、併せて**上水道の使用開始手続きを行ってください。原則として、1年以内に排水設備工事を完了し、浄化槽の使用開始をしてください。**
（小城町、三日月町の一部：小城市水道課　　三日月町（甘木、本告、久米以外の地区）、牛津町、芦刈町：佐賀西部広域水道企業団）

□⑳（井戸水使用者のみ）井戸水を使用している場合は、上水と井戸水の使用水量を合算して市営浄化槽使用料を算定します。

□㉑田、畑、山林、牧場、原野等には浄化槽を設置することができません。

□㉒建築工期が著しく遅延した場合、浄化槽の設置工事ができない可能性があります。その場合は申請の取下げをお願いします。

□㉓（**12月下旬～2月**に浄化槽を設置工事をする方のみ）
・遅くとも1月31日に足場を撤去し、浄化槽の設置工事ができる状況にしてください。
・1月31日に足場が撤去できない場合は、申請を取り下げていただきます。
・3月の浄化槽設置工事は行っていません。

□㉔上記確認事項及び同意事項について、必ず関係者間で共有してください。

※ハウスメーカーの担当者（営業・設計・工事）、排水設備業者及び施主の間で情報共有がされておらず、浄化槽の施工に支障が生じる事例が発生しています。場合によっては、施工のやり直しが必要となることもあるため、必ず情報共有をお願いします。

令和　　年　　月　　日

申請者住所：	申請者氏名：　　㊞
建築会社：	担当者名：　　㊞
排水設備業者：	担当者名：　　㊞

※㊞は個人印の**シャチハタ以外**で押印をお願いします。